

令和4年度

「神戸発・優れた技術」認定企業

公募要領

令和4年10月

神戸発・優れた技術認定事務局

(公益財団法人神戸市産業振興財団)

目次

1. 事業の目的
2. 認定の対象
3. 事業スキーム
4. 認定手続き
5. 審査基準
6. 応募手続き等
7. 応募書類

お問合せ先

応募に関する不明点は、神戸発・優れた技術認定事務局までお問合せ下さい。

【神戸発・優れた技術認定事務局】

(公財)神戸市産業振興財団ビジネス開発部ビジネス開発グループ内

(公募要領に関するお問合せ) business@kobe-ipc.or.jp

(受付時間) 9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日を除く)

(電話番号) 078-360-3209

1. 事業の目的

神戸市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与するため、国内トップレベルにある優れた技術や製品づくりを行う神戸市内の企業を「神戸発・優れた技術」に認定し、支援する。

2. 認定の対象

本認定の対象は、次の要件を満たす企業とする。

- (1) 市内に本社又は、主たる事業所を有し、法人登記後1年以上事業を営む中小企業であること。
- (2) 前号に定める中小企業とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、租税特別措置法が定めるみなし大企業を除く。
- (3) 主たる事業が総務省統計局の「日本標準産業分類」の製造業又は情報サービス業等であること。
- (4) 製造業の対象については、原則として別に定める加工分類表（規定番号2）並びに材料分類表（規定番号3）の取扱いがあること。
- (5) 国内トップレベルにある「優れた技術」を持つ企業であること。
- (6) 公序良俗に反する（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）事業を営むものでないこと。
- (7) 神戸市市税条例に定める神戸市税の滞納又は未申告がないこと。

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

業種	資本金	従業員数（常勤）
製造業	3億円以下	300人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

みなし大企業

次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業とみなして認定対象者から除きます。

(1)	発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
(2)	発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
(3)	大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
(4)	発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者

	が所有している中小企業者
(5)	(1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※1 資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。(以下を除く)

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 本条件の適用は、認定期間中にも及びます。

3. 事業スキーム

認定企業には、新たな開発等に取り組む際の補助金支援^{*1}、ものづくり展示商談会への出展支援^{*2}、理系学生への企業紹介、「神戸生産技術研究会」への入会推薦^{*3}を行います。加えて、認定期間中を通じて大手企業の発注案件情報、各種補助金情報などを提供し、神戸市内の企業サイト（Web）にて企業の取り組む販路拡大を後押しするほか、神戸市の商談会サイトに連結するなどの支援を行います。

なお、本年度認定より認定期間は、認定日から5年間^{*4}です。

- *1 神戸挑戦企業等支援補助制度への応募支援を含みます。ただし、採択には別途審査があります。
- *2 展示商談会への出展支援は出展条件を満たす場合に限りです。また、出展方法はお任せいただきます。
- *3 神戸生産技術研究会の入会には別途審査があります。会員になると、生産技術の課題や世界の最新技術動向研究、全国の企業を対象にした見学会や交流会などに各回原則として2名まで参加することができます。
- *4 ただし、令和元年度以前の認定企業については、認定期間を据え置きます。

4. 認定手続き

(1) 書類審査

応募書類について、必要記入事項をすべて満たしているか、対象企業の要件を満たしているか等の点を審査し、不備が判明したときは、直ちに応募者宛に連絡します。訂正を希望する場合は、指定期間内（応募締切期日まで）に訂正した書類をご提出ください。

(2) 現地調査

調査員が応募申請内容について、ヒアリングのため応募企業を訪問しますので、ご対応ください。ヒアリングの内容は、認定審査会の資料として報告されますが、部外秘として取扱い、公表することはありません。

(3) 認定審査

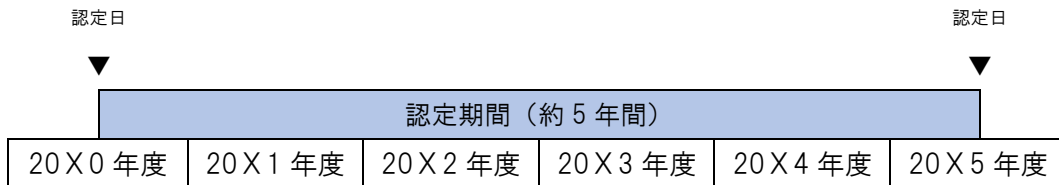
学識経験者等で結成する認定審査会で、応募者には 10 分程度のご説明をしていただきます。

5. 審査基準

- (1) 得意技術・独自技術分野等で国内トップレベルの高い技術を有している、又は、地域産業の特徴・強み等を活かした技術が高いレベルであること。
- (2) 上記(1)を適用・応用した製品の機能・性能・品質等が優れていること
- (3) ISO9001等の認証取得や技能検定有資格者等を有し、品質管理に優れ、そのマネジメントシステムが有効に機能していること。
- (4) その製品が、全国的に高いシェアを占めていること。
- (5) 確立された企業倫理をもって、持続的な企業経営を行っていること。
- (6) 社会・環境へ配慮した経営を行っていること。

6. 認定期間

認定期間は、原則として認定日から、5年後の認定日までです。



7. 応募手続き等

応募手続きは、初回認定の場合も再認定の場合も同じです。

(1) 公募期間

公募開始：令和4年10月4日（火）

締切：令和4年11月4日（金）17：00

(2) 申請方法

申請は、電子メールで受け付けます。企業パンフレット等の印刷物を添付したい場合は電子メールで応募申請する際にその旨を明記し、[原本又はコピーを5部] 郵送してください。

応募申請先

応募書類を【神戸発・優れた技術認定事務局】宛にお送りください。

(応募申請受付メールアドレス) business@kobe-ipc.or.jp

(応募添付書類郵送先住所)

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-8-4

神戸市産業振興センター6階

(公財)神戸市産業振興財団「神戸発・優れた技術認定事務局」宛

(3) 審査結果の通知・公表

認定の決定後、申請者全員に対して、速やかに結果を事務局から通知します。認定決定企業については、商号又は名称、主たる事業所所在地、主たる事業の内容、認定理由をホームページ等で公表します。

8. 応募書類

(1) 応募申請書

財団ホームページより「応募申請書」をダウンロードして所要事項を記入し、申請してください。 詳細な内容説明書等の提出は任意です。

(2) 添付書類

決算書（直近2年間の貸借対照表、損益計算書）は必ずご提出ください。

会社案内、製品パンフレット、紹介記事、取得特許資料等のご提出は任意です。